

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 平成31年3月7日(木)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階602会議室

3 事 件

議案第19号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例(案)

議案第31号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

議案第32号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第33号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第38号 工事請負契約の一部変更について

平成30年議案第120号 三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)

4 出席委員 桑田典章, 黒木靖治, 竹原孝剛, 保実 治, 横光春市, 弓掛 元

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【子育て・女性支援部】松長子育て・女性支援部長, 畑中子育て支援課長, 秋山保育係長

【教育委員会】長田教育次長, 廣瀬文化と学びの課付課長, 松本文化学習係長

【建設部】大前建築指導係長

【福祉保健部】森本福祉保健部長, 道々高齢者福祉課長, 渡邊社会福祉課長,  
松田高齢者福祉係長, 影山障害者福祉係長

【市民部】稲倉市民部長, 才田市民課長, 上谷課税課長, 大原保険年金係長, 松岡市民税係長,  
山本資産税係長, 樽岡収納課付係長

7 議 事

○桑田委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会させていただきます。

ただいまの出席委員数は6名です。全員出席ですので、委員会は成立しております。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会の平成31年3月定例会のフォルダに入れております審査順のとおり行ってまいります。審査順にありますように、子育て・女性支援部にかかわる議案1件、教育委員会にかかわる議案1件、福祉保健部にかかわる議案2件、市民部にかかわる議案2件について、提案理由の説明を受け、質疑をお願いするようになります。その後、議案の採決等を行っていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、子育て・女性支援部に入ってもらいます。

(執行部入室)

○桑田委員長 それでは、議案第33号、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

松長子育て・女性支援部長。

○松長子育て・女性支援部長 それでは、議案第33号、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。

改正の内容は、八次地区の放課後児童クラブであります八次第3放課後児童クラブの位置を改めるものでございます。八次地区の放課後児童クラブは計6カ所で運営しております。そのうち八次第3放課後児童クラブは、現在、協同組合三次総合卸センター敷地内の施設の一面を借りて運営しておりますが、同卸センター全体の施設配置の再編に伴い、平成31年3月末をもって賃貸借契約が解除となります。そのため、4月からは八次小学校校舎内に移転し、運営しようとするものでございます。校舎内に移転後の入会定員でございますが、現在の15名から30名と変更になるため、八次地区全体の放課後児童クラブ6カ所全体の入会定員は、215名から230名へと拡大する見込みでございます。

なお、条例の施行期日は平成31年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。今説明を受けたんですが、それでは質疑をお願いしたいと思います。

弓掛委員。

○弓掛委員 卸団地は狭い場所ですし、今後、学校に行って、それでちゃんと管理ができるんかどうか。

○桑田委員長 松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 今現在も八次地区の放課後児童クラブのうち第5放課後児童クラブというのは校舎内で既に運営しているところがございます。学校とのルール決めであるとか保護者とのルール決めというのは既になされておりますので、もうちょっと教室を借りて、校舎内で2カ所目の運営ということになりますので、そこら辺のところは大丈夫じゃないかと考えております。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 卸団地が完成した暁には、またもとに戻るといふ計画があるのでしょうか。

○桑田委員長 畑中課長。

○畑中子育て支援課長 今回移らせていただければ、こちらのほうで引き続き運営させていただきたいというふうに、帰ることは考えておりません。

○桑田委員長 ほかに。 横光委員。

○横光委員 移転によって予算的なものは必要か。

○桑田委員長 畑中課長。

○畑中子育て支援課長 移転に伴って、今空調が中央方式といって学校の運営時間にされていますので、放課後の子供たちは午後3時以降の開室なので、その空調の改造を工事発注している段階です。空調でありますとか、電話を新しく設置するであるとか、細かいところでいいましたらそういうものがあります。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 線を切りかえてやると言うたんかな。

○桑田委員長 畑中課長。

○畑中子育て支援課長 電気の容量を計算しますと、もとの線を、まずケーブルをつくって、それから新しく、こちらにあるような1校舎を賄えるような規模の空調を整備する予定です。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 今、団地における子供は行かれんよね。ここは開設しとる。

○桑田委員長 畑中課長。

○畑中子育て支援課長 現在の児童は18名、まだ卸団地のほうで預かっています。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 災害があったほうじゃけ、できんのじゃないんですか。

○桑田委員長 畑中課長。

○畑中子育て支援課長 災害のときに一旦、今、小学校が第5のほうで一緒に保育してまして、1月5日から帰ってきてます。そのときには修繕しました。床とか壁とか。

○桑田委員長 きょう前に通ったところは全部、地面というんか土木なんか、ぱっときれいに敷地をするようにしてありましたけど、放課後児童クラブがあるところはまだ壊していないですか。

畑中課長。

○畑中子育て支援課長 これは総合卸センターのほうがいろいろ計画を聞きまして、来年度終わらないといけないということになっていて、急遽工事している箇所もありますけども、児童クラブが入っているところ、お借りしているところは安全を確保されながら運営させていただいてもらって、一部工事が入っていると思いますけども、3月まではお借りできると。

○桑田委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、ないようですので、以上で議案第33号の審査を終わります。

子育て・女性支援課の皆さん、ありがとうございました。

それでは、教育委員会に入ってくださいませ。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 それでは、教育委員会に来ていただきましたので、議案第38号、工事請負契約の一部変更についてを審査させていただきます。

提案理由の説明をお願いします。

長田教育次長。

○長田教育次長 皆さん、おはようございます。それでは、教育委員会のほうから議案第38号、工事請負契約の一部変更について御説明を申し上げます。

本案につきましては、三次市生涯学習センター耐震及び改修工事において、株式会社壺心と締結しております工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を「金2億5,866万円」から「金2億7,044万2,800円」に変更しようとするものであります。

変更の主な理由といたしましては、広島県北部建設事務所と備北地区消防組合と消防設備につきまして協議を重ねました結果、非常用放送設備の更新、自動火災報知機の更新及び増設、3階の避難器具の更新を始め、工事の際に老朽箇所と老朽器具が新たに判明し、法適合改修の追加工事が必要となったためです。また、取り壊しや掘削等を行った際に、隠ぺい部の例えば老朽化したトイレの給水管や外線引込高压ケーブルの支柱部の老朽化が新たに判明したことによりまして、取りかえが必要となったもの等でございます。

なお、工期は本年4月30日までで、変更はありません。工事の進捗は予定どおり進んでおりまして、2月末現在で約80%という状況でございます。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 トイレなんかの例えば瑕疵の部分、給水管とか、これはいいですけども、消防とか仕様とかいうのはもう最初からわかっということやないですか。途中で変わることはないのです。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 本来はそのまま使わせていただくということで、市が消防ともわかっったんですけども、一切の物を見ますと、昭和53年に学校として建築されたそのものの設備でございまして、消防のほうでも確認していただきましたところ、型式がちょっと古くなっているということもわかりましたものですから、このたびそれについて、例えば消防放送設備のところも一式やりかえるという、そういうことの指導を受けて、今回設備の更新を追加させていただくようなところでございます。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 それは、はなからわかっということ、事前に把握しておいていただいて、型式なんか当然、事前にわかるわけじゃないですか。そこらは向こうが悪いのか。

○桑田委員長 建設部都市建築課、大前係長。

○大前建築指導係長 先ほど御指摘ありましたように、事前にわからなかったんかというようなことでございますけども、今までも消防点検をしながら使用を続けてきたわけで、設計の時点で型式

が既に失効しとるということは、そこまでの把握はしていなかったということになるんですけども、消防と協議を重ねる中で、今回大規模なリフレッシュ改修ということの中で、型式失効ということで、器具の取りかえということで指導を受けたということです。

○桑田委員長 副委員長。

○黒木副委員長 このような公共施設アセットマネジメントの中でも何回も質問して、部長もちゃんと各部署にさせていると思うけん、確認はされなかった。それをしていないというのがおかしい。それを各事業所で担当の施設においては全部そういうのをちゃんと整備すべきだと。それについて今後どうされるか、お願いします。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 今、副委員長おっしゃっていただいたとおりでありまして、法的なものをしっかり整備をしていく、法適合にしていくというのは当然のことでございます。今回は、今まで消防点検も受けておったところであったので、私ども実は面食らった面も正直言ってございますが、やはり指摘を受けた以上はしっかり整備をさせていただくというのが今回のことでございますし、今後におきましても、点検等の際にはしっかり、指摘いただいたことはすぐに直していくということを徹底していきたいと思えます。

○桑田委員長 黒木副委員長。

○黒木副委員長 多分、安全管理者がおられると思えます。何人おられて、今誰がされているのか教えてください。消防に関する防火責任者が決まっているはずですが、各事業所で。それが誰か、何人おられるのか。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 防火管理者につきましては、文化と学びの課の主任の職員がなっておるところでございます。

○桑田委員長 副委員長。

○黒木副委員長 なっとっても意味がないということで、今後そういうのを徹底してもらいたいと思えます。それで台帳の整備、自分の担当部署の各公共施設における管理は全てにおいてつくっていただきたいと思えます。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 今のどっちが悪いのかよくわかりませんね。消防が悪いんか、こっち側が。普通は事前に消防に見てもらってということにしたほうが良いと思う。後から判明して。議会の承認を得ますので、消防署が悪いんだったら、ちゃんと事前に見て。こういうことを聞いてから指摘するとはあり得ん話で。それこそ消防署にやかましい言わにゃいけんことですね。過ぎたことはしようがないので、今後に生かしていただきたいと思うんですけど、そこらちょっと。

○桑田委員長 大前建築指導係長。

○大前建築指導係長 先ほどからどちらが悪いんかというような話になっているが、今回、耐震改修とリフレッシュということで、従前に現在の建物の用途、使用実態に照らして設備が現況のままでもいいというような判断はしとったわけですけども、大規模リフレッシュの中で器具の型式が失効

しとるということでございまして、どちらが悪いと言われてますと、型式の失効ということについて、市のほうの事前の調査が足らなかった、消防との協議が足らなかったと言われてれば、そうなのかなということでございまして、消防が悪いというような、今までずっと点検を受けて使用し続けとったもんですから、実態としては見落としたということになるんですけども、大規模に改修するというので、この際、今後の長いスパンでの運用を考えて、今回は双方と協議の上、設備を更新したというふうに御理解いただければと思います。

○桑田委員長 ほかにありませんか。

横光委員。

○横光委員 設計は市がやとるんじゃないんですか。業者に頼んで設計。設計段階において、どっちがいい悪いじゃなしに、消防署と先に協議をしておくということ。今までは設計業者と市だけでやってしもうて、後どうかなというけん、そうなるんであって、そのときある程度古い建物だったら、消防署も交えて設計段階で協議をしておくことが必要なんであって。それがなかったから今回のようになる。仕様のやり方というのが今までの建物と変わってきとるということですから、そこら含めて協議をしておくことが一番必要になつとるということだと思ふんです。そこは今後改めてやっていただきたいなというふうな思いをお願いします。

○桑田委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 直接じゃないんですが、関連なのであれなんですけども、2億5,800万のあれを認めて、その後ですぐにいきなり2億7,000万になるような、そういう消防の関係とかリフレッシュの関係でそうなったということになると、今後、今の課題として執行部のほうへ質問のほうさせていただこうかなというふうに思っております。

ないようですので、以上で議案第38号の審査を終わります。

教育委員会の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 福祉保健部の方に来ていただきましたので、それでは議案第32号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

森本福祉保健部長。

○森本福祉保健部長 皆様、おはようございます。議案第32号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案につきましては、三次市糸井老人集会所、三次市下布野老人集会所清風荘及び三次市三玉地区老人集会所の3施設について、普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市老人集会施設設置及び管理条例から、これらの施設の表記を削除しようとするものでございます。この結果、同条例に規定する老人集会施設は9施設となります。

なお、この条例改正について御議決いただきましたら、三次市糸井老人集会所及び三次市三玉地区老人集会所については、所定の手続を経て地元自治会に譲渡し、地域の集会所として御利用いた

だく予定としており、また、三次市下布野老人集会所清風荘につきましては、地元からの譲渡要望がなかったため、普通財産として管理し、今後の方針を検討するものでございます。

以上、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を願います。

竹原委員。

○竹原委員 三玉の老人集会所は地元移管ということですね。八次の老人集会所で今までもめよるんじゃけど、管理を誰がするんかいうて。初めはあったんです。もう10年か15年ぐらいたてば、老人集会所も管理する者がおらんようになった。地元の問題なんじゃけど、地元がちゃんとせいという話なんじゃけど、そうなったときが行政として見れないのということになるのか、もう地元に移したんじゃけど、そのままいうことになるのか。あのところはどうなるんですか。それがよくわからんのじゃが。

○桑田委員長 森本福祉保健部長。

○森本福祉保健部長 地元譲渡した施設についての今後の対応ということに関しては、まだ私どもとしても承知していないところございまして、現時点は公共施設の適正化の計画を進める中、その中で仕事を進めさせていただいておりますので、そういった課題が出てくるとなれば、別のことになるのかなというふうに思います。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 この糸井の老人集会所ですけど、ここも長いこと説明会を開いたんじゃが、地元住民が何も言わなかったんじゃないかと思うんですが、説明はそちらのほうでちゃんとしたんだね。もし、このままでいきよるなら、どういうふうな意見が出て、それをどういうふうに皆さんに知らせたのかなと思うて。どっちみち、今も似たような話で、譲渡はしてもらったけど、壊れたときどうするんかとか。今、うちの田舎でも地元でもいろいろあるんですよ。支所の跡の建物をもらったのを集会所にしとるんですが、かなり古くなるとし、雨漏りがするしというふうな問題が出てくるんですが、今回、糸井とかいうことで話を説明に行かれて、どのような話が、どういうふうに納得したんですか。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 糸井の老人集会所のほうは高齢者福祉課と施設の建物の構造とかいろいろありますので、建設部も含めて一緒に行かせていただきまして、譲渡なりのスケジュールのあたりからまずは納得いただけるかどうかということもありまして、説明のほう何回かさせていただいております。糸井に限らず、どこもやはり一番心配されるのは、この建物自体は譲渡を受けたけれども、後、本当に建物の構造上、屋根とかのあたり一番心配されます。そのあたり譲渡を受けた後が皆さん心配されているような状況がございました。そのあたり建築のほうにも入ってもらいまして改修のほうをさせてもらって、地元の方なり、やはり不安に思っている面もありますので、修繕といっても、どこまでが修繕してもらえるのか、実際に全部、中のところも出していただきながら、すり合わせに時間を要してきた経緯はございますけれども、そのあたりは市のほうも譲渡ありきではなくて、御納得いただけるようなところも常に協議をさせていただきながら進めさせ

ていただいたところでございます。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 譲渡を受けていただいている集会所について、地域集会所ということで修繕制度は地域振興部のほうで持っとうかと思っておりますので、もし修繕等必要な場合はそちらを御利用いただいたらと思います。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 譲渡した場合に、登記はどこになるんですか。

○桑田委員長 道々課長。

○道々高齢者福祉課長 今回の場合、糸井の場合は私有地でございますので、基本的には今の状態、私有地になります。共有名義。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 個人名に登記がなるとしたら。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 糸井に関しましては引き続き共有名義ということになりますので、ここはそのようなことになるかと思っております。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 老人集会所というのは、建つときに地元で土地を算段していただいて、建物だけを市が建てるのが多いんです。返したときにはそうになって、三玉集会所なんかは市有地、三次市の個人の土地を市が買ってやったから、それは地元へ今度はいただいて。市が土地代を出しよったんじやが、それを地元へ個人があげて、その建物を譲渡したということになって、建物は地元のものにして。土地だけは地元のもの。地元の土地で地元の建物やった。問題はそれ以降も次いでいかなんで。三次市の場合、特に集落排水というのがある。その集落排水とか道路の維持管理費が高うつくんで、市でしろという話を聞かせていただいとるんで。これは皆さんが1,000円なり集めてカバーしよるということがあって、いろんな面があるんで。修繕だけはきちっとしてあげて、後で直してあげて。うちの老人集会所なんかトイレがなかったのをつけてもらったりして、トイレつけたというのもありますけど、そういうふうに地元要望を十分聞いて、修繕してあげて譲渡してあげてください。これは要望です。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 土地の関係ですけど、三玉地区の老人集会所につきましては、三次市の所有でございますので。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 糸井の老人集会所で、当初建てるときに、これ建てるときに全面的に市が予算を組んで建てたもんなんですか。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 糸井の老人集会所につきましては、もともとの経緯としましては、補助金とか地元もかかわった経緯があったというふうに言われております。



○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 どうなんですかね。集会所を建てる時には、地元も何ぼかお金出して、市のほうも出してというような形で。糸井は出しよるんですか。その辺で地元がお金出しとるんじゃないかいうんで、いろいろあったんじゃないと思うんですが、あの辺は今の話を知っていたんですか。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 集会所のほうはいろんな経緯の中でできたところが、そもそもの経緯がいろんな先ほど言われたように、地元の方も幾らか出してといったところもありますし、老人集会所に限らず、地域集会所も含めまして。そのところはいろんな状況が実際にはあろうかとは思いますが。糸井の老人集会所に関しましても、そのあたりのところも地域の方のお話は確かにございました。話を聞かせていただきながら、最終的には譲渡ということで了解をいただいたということでございます。

○桑田委員長 ほかに。

黒木副委員長。

○黒木副委員長 この間の一般質問の中で公共施設の削減という中で、今回の譲渡とかあるんですが、これは先ほど道々課長もおっしゃったように、屋根やなんかを全て各集会所、市内ある分には全て市が譲渡するとき、全て改修して譲渡するのかというのをお聞きしたいんですが。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 まずは地元の方々にこの施設を今後受けていただけますかという了解をまずとらせていただきます。その中で地元の方々から御要望を伺い、御要望の中でできる部分を市で修繕した上で譲渡させていただくというふうにさせていただいております。地元からの要望、さまざまなのがございまして。先ほどありましたようにトイレをつくってくれということもありますし、集会所によっては簡易水洗にしてくれというようなケースも、いろいろ地元のそれぞれの思いがございまして。その部分をできるだけ聞かせていただいて修繕をさせていただくということでございます。

○桑田委員長 黒木副委員長。

○黒木副委員長 市としてできる予算の範囲内ということで、そういう統一は。要望によって違うと思うんですね、地域によって。その分は、その点は、最低はどこまではできますとかいう基準は持たれているんですか。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 やはり理解をしていただくということもありますし、集会所なら集会所で建物の状態が違いますので、そこはまずは要望を受けさせていただいて、後は譲渡を受けた後に管理していただけるような状態で市も引き渡しをさせていただくというところで、一律この金額以内というところではなく、そこはお話をさせていただいて、御理解をいただけるような状態で引き渡せるような修繕をするというところで進めさせていただいております。

○桑田委員長 黒木副委員長。

○黒木副委員長 地元の人と十分協議した上で譲渡とかをしていくということで、納得の上で。わ

かりました。ありがとうございました。

○桑田委員長 そのほかありませんか。

この別表中の秋町老人集会所と吉舎の檜地区の老人集会所も、今現在は譲渡のお話はされているんですよね。

道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 この集会所につきましても、話し合いをさせていただいております。31年度、新年度ということにしております。

○桑田委員長 この老人集会所だけでなく、普通の通常の集会所の譲渡も進めてもらっているんですけども、しっかり地元の要望を聞いていただいて、不安なところがたくさんあってだろうと思うんですよ。譲渡を受けた後、どうなんかな、人口も減っていく、若い者も少ない中でどうなるかな。維持管理費も毎月いうか、年間幾ら要るとか、いろいろそれが働きよるお家だけならいいですけど、高齢で一人でお住まいのところの方の負担もあると思うので、しっかり意見を聞いていただいて、市ができることは寄り添うたようなことをしてあげるというか、思いで対応していただきたいというふうに思います。

部長、何か。森本部長。

○森本福祉保健部長 今、委員長のほうからいただきました。しっかりと地元のほうへ説明して納得していただいた上で譲渡させていただくよう、今後も取り組んでまいります。

○桑田委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 質疑がないようですので、以上で議案第32号の審査を終わります。

次に、閉会中の継続審査案件となっております議案第120号、三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)についてなんですけども、本件は3月1日に市長から議長に対しまして事件撤回請求の提出がありました。その提出があったことについて本委員会に通知がありました。その通知はタブレットに記載しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

本議案の撤回に係る報告をお願いしたいと思います。

森本福祉保健部長。

○森本福祉保健部長 続いて失礼いたします。平成30年議案第120号、三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)の撤回の件について御説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年12月定例会に提案させていただいたところでございますけども、継続審査事件とされ、その後、平成31年1月30日、1月31日及び2月15日の3日間にわたり教育民生常任委員会で御審議いただいたところでございますけども、今回、委員会の意見を踏まえ、議案を見直すため撤回しようとするものでございます。

以上でございます。

○桑田委員長 ありがとうございます。というようなことで、継続審査の状況になっているんで

すが、今説明を受けたわけですけども、質疑があればお願いいたします。

横光委員。

○横光委員 今回撤回されるんですが、撤回すれば次出せるので、出すだろうと思うんですけども、これは6月に出来る予定なのか、それとも撤回したままになるのか、方向性を教えていただけますか。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 委員会のほうの御意見、主なものとしては関係者の意見を聞くということであったかというふうに思います。この御意見を踏まえてするとなれば、相当時間が必要になるかなと思います。現時点で今後どうなるのか、ちょっと申しわけございません、お答えできる状況にはございません。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 どっちにしても委員会は反対するんじゃないかと、よりいいものをつくっていかうということでありまして、また動いていかにやいけんということがあろうと思いますので、しっかり議論して、よりよいものを今度提出していただくように要望いたします。

○桑田委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)につきましては、事件撤回請求というのが提出されましたので、これで終わりにしようと思います。今後もしっかり検討していただいて、よりよいものをまた提出できるように努力のほうしていただきたいということをお願いして、審査のほうを終わらせていただこうと思います。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 4番目はこれで最後になるんですけど、市民部市民課の議案2件ありますので。

それでは、市民部においでいただきましたので、議案第19号、三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

稲倉市民部長。

○稲倉市民部長 市民部が提出しています2つの議案のうちの議案第19号について内容を説明いたしますけれども、説明につきましては資料を用意させていただきますので、これに基づいて概要を説明した後に、逐条について簡単に説明させていただこうと思います。

資料に沿ってですけども、まず1、条例制度の趣旨でございますけども、平成30年7月豪雨災害の教訓を生かして、今後起こり得る災害に備えて特別災害に特化した減免の基準を明確にすることで、災害発生後速やかに市税等の減免の可否を決定して、被災世帯の早期生活再建に寄与するために、税制面において最大限の被災者支援措置を講じることを目的として、この条例を制定させていただこうとするものでございます。

条例の内容でございますけれども、適用税目といたしまして、個人住民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、この5つの税目等について、1つの条例で減免の可否を決定しようというふうなことでございます。

特徴でございます。3つ上げさせていただいております。まず1番目といたしまして、総務省、厚生労働省通知に示された基準に市独自の基準を加えて適用基準を拡大しております。被災者支援の拡大措置を講じるものでございます。

2番目といたしまして、早期の減免可否を決定することを目的にして、罹災証明書の被害程度と減免割合の基準になります損壊程度、自由にひもづけをして、現地調査等を要せず、罹災判定をもとに減免の速やかな可否を決定するというものでございます。

3番目、1月から3月の間に災害が発生した場合には、翌年度において減免を適用するという特例措置を設けておるところでございます。

(3)でございますけれども、特別災害の定義、これは当該条例案の第1条第2項でございますけれども、特別災害とは、災害救助法が適用された災害及び同法の適用に至らない災害で、広島県が援護することを要すると認めたもの。そのほか、三次市の区域内に広範囲に発生した災害で、市長が指定したものということでございまして、その他として市長が指定したものであることは、災害対策本部が設置されて、かつ罹災証明書の発行が見込まれている、今回の7月豪雨災害程度の災害を想定しているということでございます。

期日は公布の日から施行というふうなことで御提案をさせていただいているものでございます。

逐条につきまして説明させていただきますけれども、まず第1条、特別災害の減免措置を規定しておる条項でございますけれども、第1項で、特別災害被害者に対する市税等の減免については、各税目についてはそれぞれその条例の中で災害減免について規定がございますけれども、特別災害については今回の条例の定めによって減免を決定するというふうなことをうたい込んだものでございます。

第2項、特別災害の定義の規定でございますけれども、冒頭説明したとおりでございます。

第3項、これも冒頭説明したとおりでございますけれども、市長が特別災害及びその被害地域の指定を告示するというところでございます。

第2条、定義といたしまして、第1項で家屋の全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない、床上浸水の被害程度につきましては、国の基準に基づく被害認定調査によります罹災証明書の記載の程度によることと規定をしておるものでございます。

第3条、ここは市民税の減免を規定するものでございますけれども、第1項でまず特別災害減免の対象期別を規定させてもらうとしまして、この規定はこの税目とおりの適用をさせてもらうというものでございます。普通徴収につきましては、特別災害が発生した当該年度の税額のうち、被害を受けた日以後に納期の末日の到来するものが減免の対象でございます。特別徴収につきましては、被害を受けた日の属する月の初日以後において特別徴収すべき税額となるものが災害減免の適用となるものでございます。例えば7月豪雨災害を例にしますと、7月5日が被災の日ということになりますけれども、普通徴収の場合は、住民税の場合、普通徴収は6月、8月、10月、12月、4期

での期限が定められておりますけれども、7月5日以降の納付期限ということで、第2期以降、第2期、第3期、第4期が災害の減免の対象ということになります。年金特徴につきましては、6月から5月末ということで、この場合、翌月の10日にこちらのほうに入ってまいりますので、7月5日の被災のときには6月分から適用になりますということでございます。年金特徴につきましても、6月年金支給分以後、災害減免の対象になるものでございます。

2つ目といたしまして、第1項では、人的被害の程度に応じた減免の割合を規定しておりますのでございます。死亡したときであるとか生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき、障害者に規定する障害者になったときとなつてございますけれども、以降の3つの規定につきましては市独自の基準でございまして、国の基準は前の3つの項目、以降の3つにつきましては市が独自に規定して支援の拡大を講じたものでございます。このようにさせていただきたいと思っております。

第2項でございますけれども、第2項には住宅、家財被害の程度に応じた減免の割合を規定しておりますのでございます。簡単に申しますけれども、納税義務者の前年中の合計所得額が1,000万円以下で、被害額から保険金、損害賠償金等により補填される金額を除いた損害の金額が住宅または家財の価格の10分の3以上の額であるものについて、合計所得金額における区分のうち損害の程度によって減免の割合を規定したものでございます。ここで市独自の基準といたしましては、冒頭に申しましたけど、罹災判定の被害程度、損害の程度に規定をするというふうなことでございます。

第3項は農作物に被害が出た場合の減免について規定をしております。納税義務者の前年中の合計所得が1,000万円以下で、農業所得以外の所得が400万円を超える者を除くわけでございますけれども、この対象の者であつて、農業保険法に基づく農作物共済金控除及び農作物の損失額の合計が平年の当該農作物による収入額の10分3以上である場合に、農業所得に係る市民税の所得割額の減免の割合について、合計所得金額の区分に応じて規定をしたものでございます。

第4項で、第3項の農作物被害の減免額につきましては、第1項、第2項の人的、家屋、家財被害により減免すべき税額がある場合には限度額を設けることを規定しております。この限度額の規定の具体は施行規則に定めようと予定しておりますのでございます。

第4条でございます。土地に対する固定資産税の減免でございますけれども、第1項、被害を受けました1筆ごとの土地につきまして、損害の程度、これは被害面積の割合に応じました軽減の割合を規定したものでございます。

第5条、家屋に対する固定資産税の減免でございます。損害の程度に応じた減免の割合を規定しておりますので、ここでも市独自の基準で算出しました罹災判定の被害程度を減免の割合として適用しておりますのでございます。

第6条、償却資産に対する固定資産税の減免の規定でございます。償却資産の減免につきましては、第5条、家屋に対する減免の規定の例によりまして、償却資産ごとに算定することを規定したものでございます。

第7条、都市計画税の減免を規定しております。都市計画税の減免につきましては、第4条及び第5条の固定資産税の減免の土地、家屋に対する減免の基準を適用することを規定したものでござ

います。

次でございます。第13条でございますけれども、減免の取り消しを規定してございます。虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けた者につきましては、減免を取り消すことを規定しております。

第8条、国民健康保険税の減免でございます。第1項で、人的被害の程度に応じた減免の割合を規定してございます。市独自の基準といたしまして、障害者になったとき、同一世帯の被保険者が死亡したとき、同一世帯の被保険者が障害者となったときを規定に加えたものでございます。これを介護保険料に対する国の減免基準と整合させて、支援拡大を講じたものでございます。

第2項、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減収が見込まれる場合の減免要件を規定したものでございます。減免基準は第3条の第3項、市民税、農作物被害を準用するものでございます。

第3項、家屋の被害による減免基準を規定したものでございます。罹災判定による被害の程度により減免割合を規定しております。市独自の基準といたしまして、水害による罹災判定が半壊に至らないであるとき、他市町村において罹災証明の交付を受けた転入者に対する基準を規定に加えておるものでございます。

第4項、減免事由が重複する場合は、減免割合が最も大きいもので減免額を算定することを規定しております。

続きまして第9条、介護保険料の減免を規定したものでございますけれども、第1項、人的被害による減免の基準を規定しております。

第2項、家屋被害による減免基準を規定したものでございまして、国保税の減免基準を準用しております。

第3項、事業収入等の減収が見込まれる場合の減免基準を規定しております。

第4項といたしまして、減免事由が重複する場合は、減免割合が最も大きいもので減免額を算定することを規定したものでございます。

続きまして第10条でございます。災害発生日の特例。冒頭申しましたように、毎年1月から3月までに発生いたしました特別災害につきましては、翌年度の税額等に対し減免を講ずることを規定しております。市独自の減免措置でございます。生活支援の措置による支援をしようということでございます。

第11条でございますけれども、減免の申請について規定しております。申請に基づく減免であることを規定しておりますけれども、市所有の被災者台帳等の客観的資料によりまして、減免すべき事由であることが明らかであることが認められるときは、被災者の申請によらず、職権により減免を決定すること、これについて施行規則に規定することを予定しているものでございます。

第12条、減免の決定通知でございますけれども、減免の可否につきましては、減免申請者に通知することを規定しております。

第13条でございますけれども、減免の取り消し。虚偽の申請その他不正の行為によりまして減免を受けた者につきましては、減免を取り消すことを規定しております。

第14条、委任でございますけれども、本条例の施行に関して必要な事項につきましては、市長が定めることを規定しております。条例の施行規則等、条例と同時に設けようということを予定しておるものでございます。

以上で説明は終了いたします。よろしく御審議いただきまして、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○桑田委員長 ありがとうございます。第1条から第14条まで丁寧に説明をしていただき、ありがとうございます。それでは、質疑があればお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 これは教訓を生かして今後にするという。今回の被災の分は。

○桑田委員長 稲倉市民部長。

○稲倉市民部長 これは施行日が公布の日からということでございますので、今回の条例案につきましては、翌年度以降の特別災害に適用するというところでございます。今年度7月の災害につきましては、今回は幸いにも人的被害がなかったということもございまして、災害救助法の適用もあったということもございまして、今回盛り込んでおります基準に基づいたような支援策が講じてあるというふうに御理解いただければと思います。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 要は今回の分に関しては、条例の適用はないということですね。

○桑田委員長 稲倉市民部長。

○稲倉市民部長 この条例の適用によって災害の可否を決定するものではございません。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 後期高齢者医療の保険料は対象にならんのかということが1点と、減免どんどんやっていると、国民健康保険料なんかは、医療費はどんどん上がっていく、下がってこないけども、保険料だけどんどん少なくなってくる。その補填というのはどうなっていくのか、その点について。

○桑田委員長 稲倉市民部長。

○稲倉市民部長 後期高齢者医療保険でございますけれども、これは広島県で統一した基準でございます。この場合は広島県のほうの基準、これは国の指導にもよりますけれども、県内各市町で同一の基準によって免除の判定をするものでございます。ちなみに後期高齢の保険料につきましても、国民健康保険であるとか、今回の災害につきましては災害救助法の適用になっておりますので、保険料については全額免除ということでございます。非課税については全額免除という支援策を講じたところでございます。今回、保険税の減によりまして、こういう減免があることで収入が少なくなってくるわけでございます。当然、国のほうが、今回みたいな形で災害救助法が適用された場合には、特別調整交付金によって、減免によって収入がなくなる分については全額補填がございまして、ただし、今回の規定では市の独自の基準を設けておりますので、これにつきましては市が独自で財源補填をしてそれに充てるということでございますので、委員が心配なさいますように、収入とすれば少なくなるということは実態としてはございません。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 もう一つ。7月5日だったら、それ以降の分が適用になりますということですね。その年度だけ適用ということになる。1月から3月については翌年度ということは、翌年度の分が1年間ほど適用するというなら、何となく減免の金額というか程度というのが変わってくると思うので、これはちょっと違和感があるんですけど。

○桑田委員長 稲倉部長。

○稲倉市民部長 確かに、災害に遭われた方の生活再建、生活の支援を第一に考えます。1月から3月の災害というのを想定するのは、恐らく雪害であるとか地震であると思います。その辺の1月、3月の場合に被災があった場合には、国民健康保険税と介護保険料、これの介護の8、9期であるとかがあるところがございます。どうしても大きな災害を受けられて被災された御家族、御家庭の支援を目的としておりますので、その場合は国の基準はございませんけども、市としてその方を最大限支援したいという思いを込めて市独自にそういった形で特例措置として翌年度の税額に対して減額をしようというふうなことを決定したというふうなものでございます。

○桑田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、議案第19号の審査を終わります。

続いて、議案第31号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)を審査させていただきます。

提案理由の説明を求めます。

稲倉市民部長。

○稲倉市民部長 続きまして、議案第31号の提案理由の説明をさせていただきますけれども、冒頭ちょっとおわびをさせていただきたいと思います。

今回の議案は第1条関係といたしまして、平成25年の条例改正の際に誤った規定をうたい込みに加えてしまったことに加えまして、それ以後、条例の規定によらずに減額の運用をしていたことにつきましては、まずおわびを申し上げるものでございます。この誤りの原因につきまして御説明をさせていただきますと思います。御説明につきましては、御用意しております説明資料をもとに、資料1から資料4を用いながらさせていただこうと思います。

まず、改正の趣旨でございますけども、国民健康保険制度の県単位化に伴いまして、身近な地域で質の高い医療サービスが受けられる効率的な医療提供体制の実現に努めるとともに、県民である被保険者が所得を基準とした負担能力に応じて保険税を負担する公平な医療保険制度をめざすため、国民健康保険税率の全面見直しを行おうとするものでございます。

改正内容でございます。第1条、平成25年度に改正された本条例の第23条中、特定継続世帯の軽減額のうたい込みが当時の地方税法に準拠する額より過小となっております。しかし、軽減に該当する被保険者の方には条例の規定によらず、地方税法に準拠した額を減額して賦課しておりまして、条例上の額と実際の運用額にそごを来してございます。このたびの改正案によりまして、平成25年度以降の額につきまして遡及して適正な軽減額に改めさせていただきたいというものでございます。この条例にうたい込むべき軽減額を誤って規定した原因につきましては、資料4をご



らんいただきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

この資料でございますけれども、本条例案によります税率の新旧について全てのものを整理したものでございますけれども、第1条改正の部分につきましては、黄色の網かけ部分の6カ所でございます。平成25年度の制度改正に伴いまして、特定継続世帯に対する軽減額を新たにうたい込みましたけれども、当時誤ってうたい込んでしまった軽減額は矢印の起点のほうの額でございます。

まず最初に、特定世帯と特定継続世帯について御説明を簡単にさせていただきます。資料の下部に注釈をつけているものでございますけれども、後期高齢者医療制度が始まった平成20年度におきまして、これまで国民健康保険の被保険者であった原則75歳以上の方につきましては後期高齢者医療制度の被保険者となります。その同一世帯内に国民健康保険の被保険者がお一人だけ残った世帯を特定世帯といいまして、75歳になって以降5年間につきましては、国民健康保険税の世帯別平等割を2分の1軽減措置がとられました。この措置は世帯を単位として保険税等の負担率を緩和するための措置でございます。5年が経過した平成25年度におきまして、特定世帯の状態が5年を経過してもなお継続している世帯を特定継続世帯といたしまして、以降3年間について世帯別平等割を4分の1減額する措置がとられたものでございます。この改正規定などを盛り込むために条例改正案を平成25年6月定例会に提出したものでございます。

それについて具体的に御説明いたしますけれども、この資料の中段の水色に網かけをした世帯別平等割額の賦課額をごらんいただきたいと思えます。医療給付費でいいますと1世帯当たり1万9,000円でございます。これに対して特定世帯の課税額は2分の1の軽減によりまして9,500円とうたい込んでおります。下の行が特定継続世帯に対する課税額で、平成25年度の改正により新たにうたい込んだものですから、1万9,000円の4分の3、つまり4分の1軽減した額の1万4,250円。これは正しく規定をしております。その下の行からは、条例第23条に規定する軽減をする額でございます。まず、2割軽減世帯に対する軽減する額について、最初の3,800円、これは本来の世帯別平等割額が1万9,000円の2割減額すると規定してございますので、3,800円。次の1,900円、この数字は、低所得世帯軽減の対象でない特定世帯に対する2割軽減の額を規定しています。つまり、9,500円の2割、1,900円を減じるとするものでございます。

次の行の数値は誤ったものですが、本来でありましたら低所得世帯軽減の対象でない特定継続世帯の世帯別平等割額の2割の額を規定するべきもので、1万4,250円の2割、2,850円とうたい込むべきところを950円としております。この誤りにつきましては、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯と特定世帯と特定継続世帯の世帯別平等割額の関係性がございまして、その関係性は、特定世帯の世帯別平等割額が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の2分の1、つまり2分の1の軽減、特定継続世帯につきましては4分の3、つまり4分の1の軽減となります。2分の1の軽減、4分の1の軽減というこの軽減額の関係性を意識し過ぎたことで、軽減されますもとの額に対する軽減額のあることの検証を行っていないと、このことが誤記を生じる原因でございますし、誤記に気づけなかった原因というふうなことで改正したものでございます。この間違いは、5割軽減、7割軽減につきましても同じ誤りをしてしまったというふうなものでございます。

この第1条改正によりまして、平成25年度に遡及いたしまして、特定継続世帯に対する軽減額を改めて、平成25年度以降、条例の規定によらず制度が求める軽減措置を講じてきたことを追認をしていただきたいとするものでございます。

この改正によりまして、の軽減対象の被保険者の方に新たに負担を強いるものではないこと、また三次市にとりましても、制度設計上の歳入欠陥を生じるものでもございません。しかしながら、誤った規定のうたい込みに気づかず条例案を議会に提出いたしまして御説明をして御議決いただくことになったこと、加えて条例の規定によらず、平成25年度以降賦課し続けてきたことについて重ねて深くおわびを申し上げます。

続きまして、第2条改正でございます。国民健康保険税率の改正をしようとするものでございます。平成22年度に改正して以来の全面改正ということでございます。

まず税率改正の背景、必要性について最初に御説明をさせていただきます。広島県国民健康保険運営方針では、2024年度におきまして統一保険料率をベースに、市町ごとの収納率を反映した準統一保険料率の実現をめざすとしてございます。各市町は激変緩和措置の期間中、これは平成30年度から2023年度におきましては、県が毎年示します市町村の標準保険料率を参考として、準統一保険料率を見据えながら保険料率を決定していくこととなります。三次市では昨年2月20日の全員協議会におきまして御説明をさせていただきました国民健康保険都道府県単位化に伴う三次市国民健康保険税率の改正に関する基本的な考え方、資料の1でございます、これに基づきまして、激変緩和措置期間において隔年で保険税率の改正を行い、準統一保険料率の実現をめざしていくというものでございますけれども、平成31年度は税率改正の実施年としておりまして、広島県の示しました三次市がめざすべき準統一保険料率をもとに平成31年度の税率を算定したものでございます。

改正税率の算定につきましては、資料1から資料4によって説明をさせていただきます。

まず、資料1をごらんいただきたいと思いますけれども、税率改正に関する基本的な考え方のイメージをお示したものでございます。激変緩和措置期間の2018年度から2023年度までの5年間で、広島県が示します三次市が2024年度にめざすべき準統一保険料率を実現するプロセスを示したものでございます。三次市は被保険者の方の急激な負担増を緩和することを最優先とし、隔年で保険税率を引き上げる、具体的には平成31年度、来年でございます。それと2021年度、2023年度に税率改正を行いまして、2024年度には準統一保険料率を実現するとしたものでございます。なお、準統一保険料率になります2024年度には県下全域でございますけれども、保険税が保険料になり、また資産割額も廃止するというようにしております。

次に、資料2をごらんいただきたいと思います。税率改正によりまして、各年度の税率を算定したものでございます。1番上の欄の一番左①のところは現行の保険税率でございます。その右の②、青線で囲んだ税率は、平成31年時点として広島県が示しました三次市が2024年度に実現すべき保険料率でございます。②と①の税率の差を激変緩和措置期間中で均等に引き上げたり、もしくは引き下げたりとした場合として算定した税率を2段目、3段目にお示ししておるものでございます。2段目の赤線で囲んだ⑤の税率が平成31年度税率になりまして、本条例案にこの税率に

改正しようとするものを書いたものでございます。

今回の税率改正の実施年度としております2021年度には同様のプロセスにより、この時点で県が示します三次市の準統一保険料率を見据えて、前年度の税率を算定して、2021年度の税率として算定した値によって税率改正を盛り込んだ条例案を御審議いただくこととなります。第3回目の税率改正の実施年も同じようなプロセスを経るものと予定しておりますのでございます。

続きまして、資料3をごらんいただきたいと思います。平成31年度の税率改正案を現行税率と比較してお示しした資料でございます。一番右の欄に差引の増減をお示しております。この差引税率が、被保険者に負担いただいております応益割、被保険者1人当たりの均等割額と1世帯当たりの世帯別平等割の差額について読み取ることができるものでございます。例えば応益割の軽減対象でない世帯につきましては、応能割額の増減とは別に、被保険者の均等割額の増額分4,000円と世帯別平等割額の増額分1,900円、合わせて5,900円が増額となるというものでございます。

最後に資料4でございます。先ほど御説明をした際にごらんいただきましたけども、今回条例案にうたい込んでおります改正後の税率案を一番上の欄に赤枠でまとめまして、現行税率と対比してお示したものでございます。

最後に施行期日でございますけども、第1条改正は公布の日、第2条改正は平成31年4月1日施行としてございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審議をいただきまして御可決くださいますようお願い申し上げます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、説明が終わりましたので質疑をお願いします。

弓掛委員。

○弓掛委員 資料1の2017年から2024年、標準的な家庭でどのぐらいの税額か言うてもらえば、今度、市民の皆さんに説明するときがいいんですが。

○桑田委員長 稲倉市民部長。

○稲倉市民部長 標準的な家庭ということで、なかなか標準的な家庭の世帯モデルを算定するのが難しいのでございますけども。

○弓掛委員 大体イメージとして。

○稲倉市民部長 今シミュレーションしてやっておりますので、標準的というか。まず、夫婦お二人、これは40歳代を想定いたします。40歳代を想定いたしましたのは、介護給付費分とつながるということでございまして、この場合、例えば課税所得がゼロ、資産割額がゼロの世帯、これ標準的でございますけども、この場合7割軽減が適用されまして、30年度の現行保険税額でいきましたら、年額で2万9,700円。これが今回の保険税率の改正でいきましたら3万2,700円。約3,000円アップというふうな試算ができるものでございます。

○弓掛委員 2021年で、その次の年は。

○稲倉市民部長 年度ごとということですね。資料を用意しておったんですが。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 何パターンか表にしてみようて。

○稲倉市民部長 何パターンか用意させてもらうんですが、条例改正の実施年度ではない、全ての年度についてということですか。

○弓掛委員 イメージ、最終的な。2024年に20%アップで完了するわけですから、その最後までイメージを教えてください。何パターンかを表にしてみらうて。

○稲倉市民部長 2019年度、2021年度、2023年度、そして最終という表ですね。

○桑田委員長 これは採決までに必要な資料です。今はそういう意味じゃなくて、どうなるかというイメージ的なものの資料として。部長、タブレットのほうに入れていただければ。

○稲倉市民部長 少し時間をいただいてよろしいですか。

○桑田委員長 お願いいたします。ほかに。

横光委員。

○横光委員 仕事の仕方において、12月の議会の一般質問で総務部長が答えてくれたのが、コンプライアンスに従って精査してやりますよと私の質問に対して言うと思ったんですが、これ出てきたというのは、見てわかったというのがあるかしらんのですが、毎年においてははっきりと、条例によるよりはコンピューターが基本的に計算するから安心しとるというのがあると思うんですが、コンピューターの計算と条例にのっかって毎年チェックしてやっていただくということがそれなのかなということを思いますので、そこらのところ総務部長が言ったというのものもあるんですが、実際問題、一般質問の答弁のときに、間違った答弁するんじゃないしに、本当に条例というのを大事にして、そのとおりに仕事をしてもらわなきゃいけん。これによって県は出しよるわけですが、市に対して。条例によって縛られとるという事情があるので、そこをしっかりとやっていかにやいけんのじゃないかな。そういうものがあるかなという思いがするんで、よろしくお願ひしたいなということなんです。自動的にできるからいいという、コンピューターでやればいいという部分もあるかしらんです。そうじゃないよと、やっぱりこういう手元の処理もしっかりしてほしいということを、よろしくお願ひしたいと思います。

○桑田委員長 要望でいいですか。

○横光委員 要望でいいです。

○桑田委員長 そのほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第31号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○桑田委員長 それでは、教育民生常任委員会審査報告書を準備していただきたいと思います。

審査報告書に沿って議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。

まず最初に、議案第19号、三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例(案)について討論を行います。討論願ひます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。  
委員長報告に付すべき意見については、全部の議案を採決終わった後をお願いいたします。  
次に、議案第31号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。  
次に、議案第32号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。  
次に、議案第33号、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。  
続いて最後です。議案第38号、工事請負契約の一部変更について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で採決を終わりました。

第120号については、本会議で撤回の採決をされますので、本委員会では撤回についての採決は行いません。

それでは、次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 議案19号で特別災害の減免措置の条例が今回通るだろうと思うんですけども、一般市民にしたら、今回も災害適用になるんじゃないかという勘違いされる可能性が高いと思うんですね。そこらはちょっと、私だけでしょうか。あと学習センターの追加工事は、しっかり事前に関係官庁と打ち合わせをしてもらって。今後のこともあるので。

○桑田委員長 今、弓掛委員のほうから御意見をいただいたんですけど、最初のやつ、19号の勘違いというのか、そういう部分について委員長報告に。

竹原委員。

○竹原委員 今年度こうなりますよと。今度あったらこうなりますよという、すみ分けをすべきだろうというのは意見の中へ入れといたら、全体に周知できるんじゃないですか。今年度があるんじゃないけ、そのままじゃないけ、ええと思います。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 31号もあるんですが、やはりコンプライアンスというか法令遵守ということで、31号については、コンピューターでやるというような安心感でなくして、常に条例と対比しながら、権力を行使するんだから、自分たちも条例によって守っていかないとやいけんことは守っていかないとやいけんということで、そこをしっかりとやってほしいということと、工事請負費についてはいろんな関係官庁との協議。後からこういう千何百も出るとするのは、かかるわけですから、しっかりしてやってほしいということと、設計において業者任せじゃなくして、そこも持ってきたときにしっかりと受け取ったときに審査をして受け取るということによって、落ちがないかのチェックする必要があるんじゃないかということを思います。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 公告から入札までには必ず最終のチェックを慎重にしたほうがいいんじゃないかということですか。

○桑田委員長 副委員長、お願いします。

○黒木副委員長 皆さん言われたとおり。特に38号の法令遵守の安全管理者、防災管理者ですか。それが徹底できていないような気がしますね。チェックするようになってははずなんで、僕は管理者してましたから、前の会社の職場で、ようわかりますので、それは徹底してもらいたいですね。

○桑田委員長 それでは、今言っていた意見を委員長報告へ入れさせていただきたいと思う

んですけど、委員長報告の案文作成につきましては正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 では、そのようにさせていただき、後日タブレットに入れさせていただきますので、よろしくお願ひします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月7日

教育民生常任委員会

委員長 桑 田 典 章